別表第二号の二第2　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1枚目

長

辺

工事設計書		
1　無線局の区別		（　　局分）
2　装置の区別	番号	第　　装置
	予備送信装置	□
3　通信方式コード		
4　通信路数		
5　ATIS番号又は船舶等識別番号		
6 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力(W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	
	製造者名	
	型式又は名称	
	検定番号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
7 受信機	区別	□送信機と同じ
	製造者名	
	検定番号又は名称	
	製造番号	
	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
8　予備電源		□有　□無
9　設置場所番号		

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

長

10　無線局の区別						（　　局分）	
空中線系	11　空中線系番号						
	12 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
		海抜高(m)／地上高(m)					
		利得(dBi)					
		指向方向(度)					
		口径(m)					
		水平面の主輻射の角度の幅(度)					
		空中線の位置	緯度		経度		
	13 給電線等	給電線損失(dB)	送信		受信		
		共用器損失(dB)	送信		受信		
		その他損失(dB)	送信		受信		
	14　発射する周波数等						
	15　受信する周波数						
	16　空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
17　附属装置			コード	補足事項			
18　その他の工事設計			□電波法第3章に規定する条件に合致する。				
19　添付図面			□無線設備系統図 □電源系統図				
20　備考							

辺

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3枚目

長

辺

21　無線局の区別			（　　局分）			
22　発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　1、10及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載し、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

2　工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。

3　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。

(1)　多重無線設備(ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。)の場合に限り記載すること。

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

(3)　狭帯域デジタル通信方式(設備規則第57条の3の2に規定する通信方式をいう。以下同じ。)の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。

ア　時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

イ　時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。

6　5の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置又は同条第6項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ATIS番号又は船舶等識別番号を記載すること。

7　6の欄は、次によること。

(1)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例)

「32K0　G7W　810.050MHzから810.275MHzまでの25kHz間隔の10波」又は「F3E　450MHzから469MHzまでの12.5kHz間隔の1521波」

(2)　定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(4)　低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(6)　製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、海岸局の場合に限り記載することとし、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造者名及び型式又は名称を記載すること。

(7)　検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。

(8)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9)　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8　7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、高高度基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1)　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2)　製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載すること。

(3)　通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB(設備規則第49条の7に規定する条件に適合する無線局及び1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(設備規則第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。)にあつては、中間周波数における6dB)低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(4)　雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備に限り記載すること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。

9　8の欄は、該当する□にレ印を付けること。

10　9の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

11　11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1―2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。

12　12の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの欄の記載を要しない。また、実験試験局であつて、空中線の構成が複雑で記載が困難なものにあつては、16の欄の□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することとし、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄の記載を要しない。

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、高高度基地局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

(4)　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局(移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。)であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(5)　口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局(移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。)に限り、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35. 25. 47」のように記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

13　13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14　14の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

15　15の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

(1)　電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。

(2)　26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直(傾斜)部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。

(3)　構成が複雑なため又は実験試験局であつて空中線系の開発を行うため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

(4)　空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及び回転速度(海岸局を除く。)を記載すること。

（記載例）　回転角度：360°

回転速度：15rpm

(5)　ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。)の無線局及び広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第3条第10号に規定するものをいう。)の無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するもので、単純反射板(無給電中継装置(施行規則第2条第1項第44号に規定するものをいう。)であつて、電波を増幅又は集約せず、反射により伝搬方向を変化させる装置をいう。)を使用する場合は、「単純反射板を使用する。」と記載すること。

(6)　高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海抜18kmから25kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を他の無線局との干渉調整を実施するための範囲(この(6)及び別表第二号の二第3注21(4)において「干渉調整範囲」という。)の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10km」のように記載すること。

17　17の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

18　18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19　19の欄は、添付図面として、無線設備系統図及び電源系統図(海岸局の場合に限る。)を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1)　無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。ただし、14の欄において「―」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。

(2)　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。

20　20の欄は、次によること。

(1)　第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(2)　当該無線局が設備規則第57条の2の2第3項又は第57条の3の2第3項の基準局である場合にあつては、その旨を記載すること。

21　22の欄は、次により記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(2)　電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3)　周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4)　空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5)　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地上一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP　1W」又は「最大EIRP　1W」のように記載すること。

(6)　補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

22　第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

23　検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、3の欄(海岸局の場合に限る。)、4の欄、6の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄、低下させる方法コードの欄、低下後の出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)及び19の欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

24　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

25　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26　工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

27　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。